一般職の任期付研究員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第35号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成12年岩手県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

M $= M$	
改正前	改正後
(適用除外職員)	(適用除外職員)
第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、	第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、
次に掲げる職員(専ら試験研究業務に携わる者を除く。)と	次に掲げる職員(専ら試験研究業務に携わる者を除く。)と
する。	する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 岩手県工業技術センター副所長	
<u>(3)</u> [略]	(2) [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則(平成12年岩手県人事委員会規則第 28号)の一部を次のように改正する。

28号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲)	(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲)
第2条 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で	第2条 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で
定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員(当	定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員(当
該試験研究機関等の長である職員を除く。)のうち研究をその	該試験研究機関等の長である職員を除く。) のうち研究をその
職務の全部又は一部とする者をいう。	職務の全部又は一部とする者をいう。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 岩手県工業技術センター	
<u>(3)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(9)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第3条 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則 (平成12年岩手県人事委員会規則第29号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 試験研究機関等(第2条関係)	別表 試験研究機関等(第2条関係)
(1) [略]	(1) [略]
(2) 岩手県工業技術センター	
<u>(3)</u> [略]	(2) [略]
<u>(4)</u> [略]	(3) [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	(6) [略]
(8) [略]	<u>(7)</u> [略]
(9) [略]	(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。